

引き続き静岡県の区域内に住所を有する旨の証明書 及び 引き続き静岡県の区域内に住所を有することの確認 について

○引き続き静岡県の区域内に住所を有する旨の証明書とは

地方公共団体の選挙の選挙権の要件には、「引き続き3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有していること」がありますが、県知事選挙・県議会議員選挙においては、引き続き同一県内の他市町村に住所を移しても選挙権を有するものとされています。

この要件に該当する有権者が、引越し前の住所のあった市町で投票する場合は、「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書（以下「引き続き証明」）」が必要となります。なお、発行手数料は無料です。

○引き続き静岡県の区域内に住所を有することの確認とは

平成29年6月1日に公職選挙法施行令が改正され、上記引き続き証明と同様の要件に該当する有権者が、引越し前の住所のあった市町で投票する場合に、期日前投票所及び当日投票所で「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認」を申し出て確認を受けることで、引き続き証明に代えることができることとなりました。

○引き続き証明の交付 及び 引き続き確認を行うことができる日時

静岡県議会議員選挙について、島田市では、3月30日(土)から4月7日(日)までの期間、各市町の通常の証明書発行時間以外に、投票できる時間（午後8時）まで引き続き証明の交付及び引き続き確認を受けることができます。

○お問い合わせについて

引き続き証明の交付及び引き続き確認の手続き方法については、いずれかの市町の住民基本台帳担当課窓口にお問い合わせください。

投票の手続き又はご自身がこの要件に該当するかどうかにつきましては、引越し前の住所のあった市町または現在お住まいの市町の選挙管理委員会にお問い合わせください。

○引き続き証明書の様式(公職選挙法施行令第34条の2第1項)

証 明 書		
住 所	静岡県	何市 何町 何番地
氏 名		
上記の者は、平成 年 月 日静岡県 何市 何町 何番地から		
当該県の区域内の 何市※ の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。		
平成 年 月 日		
静岡県 何市長		印
※証明書発行の市町に住所を有する選挙人の証明書を発行する場合は、 ※印部分 は本市(町)となる。		